

日本茶GIに係る GIマーク使用方法ガイドライン

【GI産品そのもの】

日本茶



農林水産大臣登録第179号

【GI産品の加工品】

日本茶100%使用



農林水産大臣登録第179号

令和8年7月版

公益社団法人
日本茶業中央会

改訂履歴

版数	日付	内容
初版	令和8年7月10日	

【目次】

はじめに	…p1
農林水産物等そのもの又はその包装等に使用する場合	…p2
農林水産物等を広告・インターネットで宣伝する場合	…p3
GI製品の加工品の包装や容器に使用する場合	…p4
GI製品の加工品を広告で宣伝する場合	…p5
チラシでGI製品を宣伝する場合／メニュー表に使用する場合	…p6
PR資材に使用する場合／外装に使用する場合	…p7
GIマークの様式	…p8

【はじめに】

1 地理的表示(GI)保護制度とは

地理的表示保護制度は、その地域ならではの自然や歴史、文化、風習の中で育まれてきた品質や社会的評価などの特性を有する農林水産物・食品を国が登録し、その名称を地域の知的財産として保護する制度です。今回「日本茶」の名称を地理的表示(Geographical Indication)として登録することによって、その名称の不正使用に対しては、国内はもとより、外国(現状EU・英国)との相互保護や模倣品対策の充実により、海外においても、模倣品の排除やフリーライドの防止を通じ、登録産品としての日本茶ブランド保護を図る一助とするものです。

2 GI登録の目的

海外で茶製品の流通量が増加する中、外国産の「宇治抹茶」などの知的財産の侵害が顕在化してきているため、中央会では、茶業の全国団体として日本産茶を包括する「日本茶」としてGIの申請・登録を行うことにより、日本茶と併せて宇治抹茶等の地域名称や個社のブランド名称をセットで表記することによって、日本茶全体の知的財産の保護及び更なる輸出拡大を目指すものです。

3 GIマークとは

GIマークは、その産品が地域ならではの要因と結び付いた特性を有するものとして農林水産大臣が登録した産品(以下「GI産品」といいます。)であることを証するものです。GI産品の共通マークとして主要な輸出先国等において商標登録がされていることから、「日本茶」についてもGIマークを貼付することでGI産品そのものとして、輸出先国のみならず国内においても、真正な日本茶のGI産品であることを証することとなり、他産品との差別化を図ることが可能となります。具体的な使用にあたっては、その包装、容器、広告、レストランのメニュー、チラシ等幅広く使用することができます。

4 日本茶のGIマーク使用届出について

「日本茶」の地理的表示に併せてGIマークを使用するに当たり、GI法、食品表示法その他の関係法令、緑茶の表示基準、明細書、生産行程管理業務規程を遵守して、当該産品が日本で生産、製造されたという特性を持つものであること(明細書適合性の確保)を証するため、マークの使用希望者は、事前に使用届出誓約書により中央会会長に届出が必要です。届出に不備がない場合は使用希望者に対して受理の通知を返送します。届出の事務・相談等については、中央会又は静岡、京都、鹿児島、三重の茶業会議所その他、全国茶生産団体連合会(全生連)、全国茶商工業協同組合連合会(全茶連)、日本茶輸出組合となります。なお、使用希望者は、明細書適合性の確保のための周知・指導等のため、中央会又は中央会会員につながる子会員等の構成員である必要がありますので、非構成員である場合は最寄りの茶業団体にご相談ください。

【農林水産物等そのもの又はその包装等を使用する場合】

GIマークは、GI産品そのもの、GI産品の包装、容器に使用することができます。ただし、GIマークを使用する場合は、**地理的表示**(「日本茶」とセットで用いる必要があります)。

産品そのものに表示する場合

OK

誤解を与えない適切な表示例



POPに表示する場合、どの産品がGI産品かが分かるよう、地理的表示「日本茶」とセットで用いる必要があります。

包装等に表示する場合

OK

誤解を与えない適切な表示例



GI産品の包装に地理的表示「日本茶」とセットでマークが使用されています。

GI産品そのもの又はその包装等を使用する場合は、**「日本茶」の占める割合が100%である必要があります**(「日本茶」特有の基準)。

基本的な考え方の詳細については、「地理的表示(GI)の使用に関するガイドライン」(農林水産省 輸出・国際局 知的財産課)も併せてご確認下さい。

【農林水産物等を広告・インターネットで宣伝する場合】

GIマークは、広告や通販サイトなどのインターネット上に使用することもできます。ただし、この場合も、GIマークを使用する場合は、**地理的表示**(「日本茶」とセットで用いる必要があります。

※仕入れ状況等により非GI製品となる場合があるにもかかわらず、あたかも常にGI製品を販売するかのよう表示はGI法その他、景品表示法等に抵触する場合があります。

OK

誤解を与えない適切な表示例

GI製品と非GI製品がある場合

GI製品の特設ページを作成する場合

緑茶(国産)

緑茶(外国産)



国産のGI製品



緑茶(国産) 緑茶(国産)

GIマークとGI製品の地理的表示「日本茶」がセットで用いられています。

全ての製品がGI製品である場合は、全ての製品にGIマークを使用できるため、ページ全体に対してもGIマークを使用できます。

広告の宣材写真に加工品を用いた場合であっても、全体構成としてGI製品について説明されている場合には、GIマークを使用できます。

OK

誤解を与えない適切な表示例

日本茶100%使用



緑茶



農林水産大臣登録第179号

原料茶葉である日本茶は、日本固有の生産方法や気候・風土・土壌などに紐づいた、高い品質を持つ伝統的な製品です。

△△△円

宣材写真は緑茶飲料ですが、全体構成として、GI製品である「日本茶」について説明されています。

【GI製品の加工品の包装や容器に使用する場合】

GI産品を主な原材料として加工した商品の包装や容器には、GI産品の地理的表示（「日本茶100%使用」）と併せてGIマークを使用することができます。その際は、加工品がGI産品であるとの誤認を生じさせないように、原料GI産品の地理的表示（「日本茶100%使用」）を使用の上、その地理的表示や写真と一体的にGIマークの表示を行う必要があります。

OK

誤解を与えない適切な表示例



NG

誤解を招く不適切な表示例



GI産品を主な原材料として加工した商品かどうかは、登録産品のブランド価値を毀損せず、その価値へのフリーライドに該当しないと評価できるかという観点から判断することになります。表示の態様に応じて、該当しないと定めるかの程度は異なりますが、例えば、緑茶飲料であれば、商品全体に占める割合ではなく、使用される原料茶葉のうち「日本茶」の占める割合が100%である必要があります（「日本茶」特有の基準）。

基本的な考え方の詳細については、「地理的表示(GI)の使用に関するガイドライン」(農林水産省 輸出・国際局 知的財産課)も併せてご確認下さい。

【GI製品の加工品を広告で宣伝する場合】

GI産品を主な原材料として加工した商品の広告にも、原料GI産品の名称と併せてGIマークを使用することができます。その際は、加工品がGI産品であるとの誤認を生じさせないように、原料GI産品の地理的表示(「日本茶100%使用」)を使用の上、その地理的表示や写真と一体的にGIマークの表示を行う必要があります。

OK

誤解を与えない適切な表示例



緑茶

△△△円

日本茶100%使用



農林水産大臣登録第179号

GI産品である「日本茶」の地理的表示「日本茶100%使用」に近接してマークが使用されています。

NG

誤解を招く不適切な表示例



緑茶



農林水産大臣登録第179号

△△△円

GI産品の加工品である緑茶飲料がGI産品であるかのように見えてしまいます。



緑茶



農林水産大臣登録第179号

△△△円

※この緑茶飲料には、GI産品「日本茶」が100%使用されています。

GI産品を原料としている旨の説明文があっても、説明文が小さすぎたり、マークと位置的に離れている場合には、GI産品の加工品である緑茶飲料がGI産品であるかのように見えてしまいます。

【チラシでGI産品を宣伝する場合／メニュー表に使用する場合】

GIマークは、イベントや茶摘み等のサービスについてのチラシにおいても、そのイベント名やサービス名に地理的表示と併せて使用することができます。

本来、生産行程管理業務を経たものでなければ、地理的表示やGIマークを使用できませんが、GI産品を通常生産している園地等で行われるイベントであれば、GI産品に使用されているものとみなします。ただし、生産行程管理業務を経ていなければ、これらのイベント等における収穫物には地理的表示やGIマークを使用できません。

OK

誤解を与えない適切な表示例

日本茶 茶摘み体験



農林水産大臣登録第179号

GI産品の地理的表示「日本茶」とセットで用いられています。

ただし、これらのイベントにおける収穫物には、明細書に適合して生産されたかものかどうか確認できない場合、地理的表示やマークは使用できません。

収穫前の写真ではありますが、このチラシの写真は、GI産品の広告に該当し、GIマークは使用可能です。

GIマークは、レストラン等のメニュー表にも使用することができます。その場合、原料GI産品の地理的表示や写真と一体的にGIマークの表示を行う必要があります。また、GI産品を使わないメニューがある場合はどれがGI産品なのかが分かる表示となるように留意する必要があります。

OK

誤解を与えない適切な表示例



日本茶100%使用



日本茶パンケーキ
△△△円

農林水産大臣登録第179号

・□□□パンケーキ
△△△円

日本茶100%使用



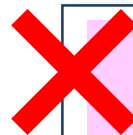
農林水産大臣登録第179号



・日本茶パンケーキ △△△円

NG

誤解を招く
不適切な表示例



日本茶100%使用



農林水産大臣登録第179号



・日本茶パンケーキ △△△円

・□□□パンケーキ △△△円

GI産品の「日本茶」を使用したパンケーキだということが分かります。

同じページにパンケーキのメニューが2つ記載されており、どちらがGI産品であるかが分かりません。

【PR資材に使用する場合／外装に使用する場合】

GIマークは、のぼり、看板、ノベルティグッズ等のPR資材にも使用することができます。ただし、GI製品の宣伝としてGIマークを使用する場合は、GI製品の地理的表示とセットで用いる必要があります。

また、GI製品そのもの、又は、GI製品を主な原材料として加工した商品の外装(段ボールケース等)にも地理的表示と併せてGIマークを使用することができます。

GI製品「日本茶」を宣伝する場合



外装に使用する場合



GI製品の加工品の外装(段ボールケース等)に使用する場合、GI製品である「日本茶」の地理的表示「日本茶100%使用」に近接してマークが使用されています。

その他の使い方(GIの補足説明)

GI製品やその加工品の包装等において、GI制度の説明を記載することも可能です。

GI製品「日本茶」においては、GI製品やその加工品の包装等において、「ナショナルGI」について説明を記載することも可能です。

地理的表示(GI)保護制度



その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護するものです。

日本茶ナショナルGIとは



農林水産大臣登録第179号

おいしい日本茶を未来へ。日本で育てられたお茶の、伝統と品質を守る、国の認証制度です。

【GIマークの様式】

GIマークの画像ファイルは、下記の農林水産省のウェブサイトからダウンロードして使用することができます。

⇒ [地理的表示及びGIマークの表示について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

GIマークのデザインは、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）において、色や文字の比率等が定められているため、印刷の発注等については、以下のルールに従って行ってください。

※特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）では、構成要素の比率として、**GIマークの外円と内円の直径比**も規定しています。

以下の「適切な例」のように、**外側の円の直径1に対して、内側の円の直径が0.6216**になるようにしてください。この比率を変えて使用することはできませんのでご注意ください。

〔適切な例〕

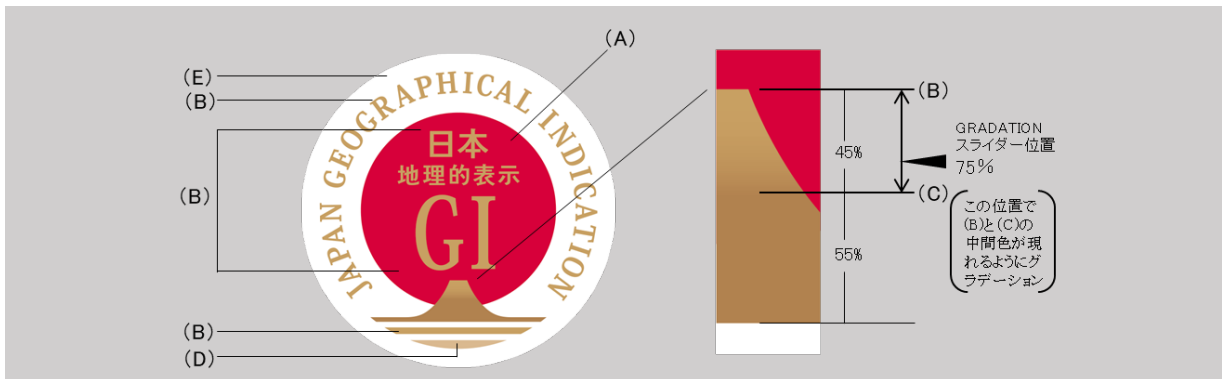


〔不適切な例〕



◆印刷に使う色の種類を確認しましょう。
カラー2種、モノクローム、単色から選べます。

カラー①（様式一）の場合



(A) PANTONE 199C
C0% M100% Y65% K10%
R215 G0 B18
WEB : D7003A

(B) PANTONE 4655C
C25% M40% Y65% K0%
R200 G160 B98
WEB : C8A062

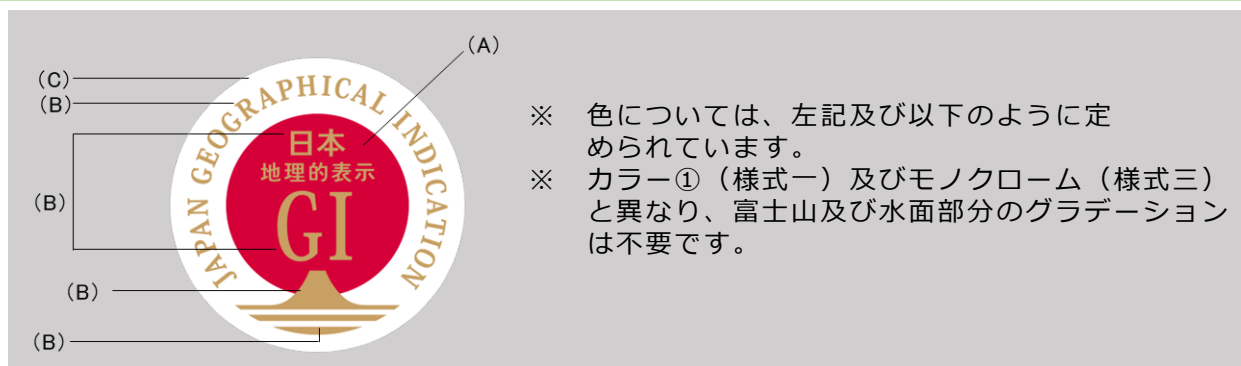
(C) PANTONE 4645C
C30% M50% Y70% K10%
R177 G130 B79
WEB : B1824F

(D) PANTONE 4655C 70%
C17% M30% Y45% K0%
R217 G188 B144
WEB : D9BC90

(E) 白

【G I マークの様式】

カラー②（様式二）の場合



(A) PANTONE 199C

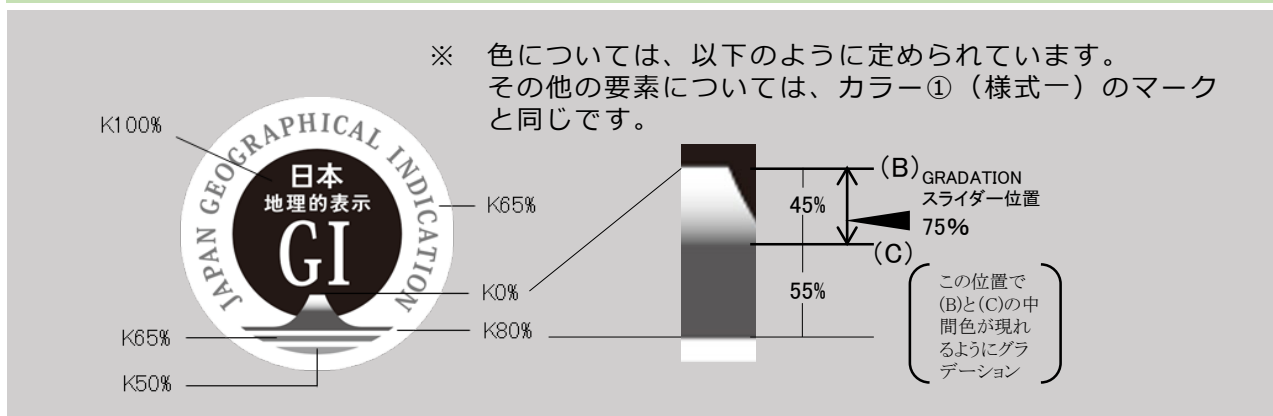
C0% M100% Y65% K10%
R215 G0 B18
WEB : D7003A

(B) PANTONE 4655C

C25% M40% Y65% K0%
R200 G160 B98
WEB : C8A062

(C) 白

モノクローム（様式三）の場合



単色（様式四）の場合



- ※ 文字を含むG I マークは同一色とし、背景色と対照的な色を用います。
- ※ カラー①（様式一）及びモノクローム（様式三）と異なり、富士山及び水面部分のグラデーションは不要です。

令和7年10月、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）の一部改正により、グラデーションを表現しない形式のカラー②（様式二）のG I マークが新たに追加されました。

これまで、印刷方法の制約などによりカラー版G I マークの使用が難しかった団体や事業者の皆様も是非ご活用ください。



【GIマークの様式】

印刷する前に、チェックしましょう。

- 印刷に使う色はどれを選択しましたか？
 - 「カラー①」（様式一）
 - 「カラー②」（様式二）
 - 「モノクローム」（様式三）
 - 「単色」（様式四）

- 色は指定されているとおりですか？
 - 「カラー①」又は「カラー②」の場合、各々の色合いに指定があります。
 - 「モノクローム」の場合、白黒を用います。
 - 「単色」の場合、文字を含むG I マークは同一色とし、背景色と対照的な色を用います。

- G I マーク中、富士山及び水面のデザインは指定されているとおりですか？
 - 「カラー①」又は「モノクローム」の場合、グラデーションになり、色合いの指定もあります。
 - 「カラー②」又は「単色」の場合、グラデーションの指定はありません。

- G I マークの背景色は指定されているとおりですか？
 - 「カラー①」、「カラー②」又は「モノクローム」の場合、白になります。
 - 「単色」の場合、色の指定はありません。

- 背景色を含むG I マークの一部が、他の文字や図と重なって欠けていませんか？

- 地理的表示（文字）と一体的に見えるように配置されていますか？

本ガイドについての相談等については、

- ・公益社団法人日本茶業中央会
- ・全国茶商工業協同組合連合会（全茶連）
- ・日本茶輸出組合
- ・静岡、京都、鹿児島、三重の茶業会議所
- ・全国茶生産団体連合会（全生連）、まで問合せください。